

福岡県ふるさとの漬物づくり応援事業費補助金実施要領

(制 定 令和6年4月10日 6経技第49号)

第1 趣旨

福岡県ふるさとの漬物づくり応援事業の実施については、福岡県ふるさとの漬物づくり応援事業費補助金交付要綱（令和6年4月1日5経技第3368号。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業実施主体

要綱別表の事業実施主体の欄に掲げる「漬物の製造を行う農林業者等で構成する団体」とは、県内で漬物の主たる原料を生産する者を構成員に含む2経営体以上の団体であること。

第3 採択基準

1 経過措置適用者（採択基準1）

要綱別表の採択基準の欄に掲げる「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）第9条に基づく経過措置が適用される者等で構成されること。」とは、同政令第9条に基づく経過措置が適用される者が団体の構成員の半数以上であることとする。ただし、団体として営業許可を取得する場合は、当該団体が経過措置の対象であること。

2 各種規程（採択基準2）

事業実施計画書の提出に当たっては、以下の要素を定めた「団体規約」、「施設管理運営規程」を添付することとする。

ア 団体規約（団体として営業許可を取得する場合に限る）

代表者の定め、構成員、事務会計など組織運営に関して明示すること。

イ 施設管理運営規程

施設の管理責任者、利用対象者、利用料、維持管理等について明示すること。

第4 補助金交付の対象となる経費

1 用途

用地取得、賃借に要する費用、補償費、予備的備品及び需用品（営業許可取得の要件でない漬物製造に必要なもの）の設置または購入に係る経費は、補助の対象としない。

2 事業費

利用する人数の規模に応じて、漬物製造に必要な最低限度の整備、改修とすること。

直営施工にかかる費用は、機器、資材の購入経費等、証拠書類によって金額が確認できるもののみ対象とする。

3 施設基準適合の確認

事業実施計画書を提出する前に、改修等を行う施設の所在地を管轄する保健福祉（環境）事務所保健衛生課（北九州市、福岡市、久留米市については、当該市また

は区の保健所)に、事業実施計画書の別添「1 事業計画の内容」が営業許可の施設基準に適合することを必ず確認すること。

4 中古品の取り扱い

既存の施設等を有効利用することによる事業費低減の観点から、施設及び機械器具について中古品の利用ができるものとする。

この場合において、中古品とは耐用年数が3年以上のものであることとし、法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による3年間以上の保証があるものに限る。

第5 施設及び機械器具の管理・運営

- 1 本事業により整備した施設、機械器具について、事業名、取得年度、事業実施主体名等を表示板等を用いて記載表示するものとする。
- 2 本事業により整備した施設、機械器具について、常に良好な状態で自ら管理することとし、その管理・運営を他者に委託しないこと。
- 3 国の共済制度、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等への積極的な加入に努めること。

附 則

この要領は令和6年4月10日から施行する。